



「広陵町出産・子育て応援給付金事業」 のご案内

全ての妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ**伴走型相談支援の充実**をはかり、妊娠届出や出生届出を行った方に**給付金の支給**を行います。

伴走型支援

- 面談のタイミング
 - ①妊娠届出時
 - ②妊娠8か月頃
助産師による電話
(希望者のみ面談)
 - ③新生児訪問
- 面談の対象者
妊婦・産婦など

経済的支援

- 広陵町出産応援給付金
妊婦1人につき5万円
- 広陵町子育て応援給付金
新生児1人につき5万円
- 申請方法
申請書類等をけんこう推進課に提出
※申請書類等は伴走型支援の①・③の面談時にお渡します。
- 支給方法
申請時に指定した口座へ振込

○●○支援の流れ○●○

妊娠がわかったら

妊娠8か月頃

出産

新生児訪問

子育て期

妊娠届
母子健康手帳
交付

出産前
助産師による
電話
希望者は面談

出生届

産婦さんとの
面談、
アンケート

情報発信
相談

妊婦さんとの
面談

出産応援給付金
妊婦1人につき5万円



子育て応援給付金
新生児1人につき5万円

<お問い合わせ>

広陵町けんこう福祉部けんこう推進課（さわやかホール1階）
〒635-0821 広陵町大字笠161番地2
☎0745-55-6887
(8:30~17:15 土・日・祝日除く)



広陵町出産・子育て応援給付金のご案内

* いずれの給付金にも所得制限はありません。

出産応援給付金の支給手続き

* 出産応援給付金は、妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も給付金を受け取れます。

STEP 1

妊娠届出時にアンケートに回答し、面談を受ける

STEP 2

広陵町出産応援給付金申請書を記入

* 申請者は妊娠届を提出した妊婦の方としてください
(出産応援給付金の対象者が「妊婦」となるため)

STEP 3

次の書類を提出

- ・ 広陵町出産応援給付金申請書
- ・ 振込口座を証明できる書類
(通帳の写し、キャッシュカードのコピーなど)

* 返信用封筒で返信するか、けんこう推進課の窓口(さわやかホール内)にご持参ください。

* 内容を確認後、指定された口座に、出産応援給付金(5万円)を振り込みます。



出産応援給付金の申請期限

* 出産応援給付金・・・妊娠期間中



子育て応援給付金の支給手続き

* 新生児訪問の面談の際に申請書をお渡しします。

STEP 1

新生児訪問時にアンケートに回答し、面談を受ける。

STEP 2

広陵町子育て応援給付金申請書を記入

* 申請者は対象者を養育している方
(原則、乳児と同居する母または父)



STEP 3

次の書類を提出

- ・ 広陵町子育て応援給付金申請書
- ・ 振込口座を証明できる書類

(通帳の写し、キャッシュカードのコピーなど)

* 返信用封筒で返信するか、けんこう推進課の窓口(さわやかホール内)にご持参ください。

* 内容を確認後、指定された口座に、子育て応援給付金(5万円)を振り込みます。(双子の場合は10万円)

子育て応援給付金の申請期限

* 子育て応援給付金・・・出生後4ヶ月以内

【ご注意ください】

* 口座名義人は原則、申請者名義でお願いします。

申請者と異なる口座名義人への振り込みを希望される場合は委任状が必要です。

(委任状は町のホームページからダウンロードです。)

* この案内を受け取られた前後に転出された方は、必ずけんこう推進課にお問い合わせください。

* 他市町村ですでに出産応援給付金・子育て応援給付金を受けた方は対象外となりますので、下記までご連絡いただきますようお願いします。

* 給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。

広陵町けんこう福祉部けんこう推進課

0745-55-6887(受付時間:平日8:30~17:15)

妊娠おめでとうございます

健やかに出産の日が迎えられますように



妊娠中、お悩み事がありましたら、お気軽にご相談ください



〒635-0821

広陵町大字笠161番地2

広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」内

広陵町けんこう福祉部けんこう推進課

☎0745-55-6887

(8:30~17:15 土・日・祝日除く)

ご出産おめでとうございます

健やかな成長をお祈りいたします



育児でお悩み事がありましたら、お気軽にご相談ください



〒635-0821

広陵町大字笠161番地2

広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」内

広陵町けんこう福祉部けんこう推進課

☎0745-55-6887

(8:30~17:15 土・日・祝日除く)